

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
指定事業者番号 2171000496
平成16年4月1日指定（令和4年4月更新）
指定有効期間 令和4年4月1日～令和10年3月31日

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆ 居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. 事業者

- (1) 設置者 社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会
- (2) 設置者の所在地 岐阜県郡上市大和町徳永585番地
- (3) 代表者氏名 会長 石神 鈿
- (4) 電話番号 0575-88-9988

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所

- (2) 事業の目的 指定居宅介護支援は、介護保険法に関する法令に従い、ご契約者（利用者）がその居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として居宅介護支援を提供します。
- (3) 事業所の名称 社協郡上介護相談センター
- (4) 事業所の所在地 岐阜県郡上市大和町徳永618番地
- (5) 電話番号 080-2600-6455
- (6) 管理者氏名 和田 映子
- (7) 運営方針 サービス提供にあたっては、関係市町村、地域の保健医療福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービス業務に努めます。
- (8) 開設年月 平成16年4月1日
- (9) 事業実施地域 郡上市全域
- (10) 営業日 毎週月曜日から金曜日まで
ただし、12月29日から1月3日までと国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める日を除く
- (11) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで
上記以外の時間においても連絡体制を確保し24時間相談をお受けする体制をとっています。（上記営業時間外および営業日以外は電話での対応）

3. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	専 従	兼 務	備 考
1. 管理者	0名	1名	常勤（兼務：介護支援専門員）
2. 介護支援専門員	13名	1名	常勤14名(兼務：管理者)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

- (1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、公正中立な立場で居宅サービス計画を作成します。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りとなります。

<居宅サービス計画の作成の流れ>

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②介護支援専門員は、ご契約者及びそのご家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービス目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

③居宅サービス計画の原案作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はご家族等に対して提供して、ご契約者にサービスの選択を求めます。

この際には、介護支援専門員に以下の事について求めることができます。

- ・居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明
- ・複数の指定居宅サービス事業者等の紹介

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等についてご契約者及びご家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご契約者及びそのご家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービス提供がされるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整をおこないます。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

ただし、ご契約者の介護保険の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。

要介護1～5

厚生労働省令で定める額

- (2) 交通費（契約書第8条関係）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。自動車を使用した場合は、1回の訪問に当たり200円をお支払いいただきます。ただし、中山間地域等にお住まいの方には実費徴収いたしません。

- (3) 利用料金のお支払い方法

前記（1）及び（2）の料金・費用は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに指定した金融機関にお支払いください。

5. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

- (2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条関係）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

6. 秘密保持と情報提供に関する同意について（契約書第11条参照）

- (1) 事業者及び従業者はサービス提供上知り得たご契約者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- (2) 当事業所が管理又は作成するご契約者の状態、ケアプラン、実績等の資料、ご契約者及びご家族の個人情報等について、サービス担当者会議等における利用や他の福祉サービス、サービス事業所、医療機関等から情報の提供の依頼があったときは、管理者の判断で情報提供しますので、本重要事項説明書にて同意いただきます。
- (3) 第1項の規定にかかわらず、事業者は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる「高齢者虐待防止法」)に定める通報をなすことができるものと、その場合、事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

7. 個人情報の利用および保護について

(1) 使用目的

- ①事業所が、介護保険法に関する法令に従い、居宅サービスを円滑に実施するために開催する、サービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合。
- ②上記①の他、居宅サービス事業者又は利用されるその他の福祉サービス等との連絡調整のために必要な場合。
- ③現に居宅サービスの提供を受けている場合で、利用者・家族が体調を崩し、又は怪我等で病院へ行った時に医師・看護師等に説明する場合。

(2) 個人情報を提供する事業所

- ①居宅サービス計画に記載されている居宅サービス事業所及び入所される場合の事業所
- ②かかりつけ医の所属する病院又は診療所、医師等
- ③緊急時は②以外の病院等
- ④市役所・地域包括支援センター・社会福祉協議会等

(3) 個人情報の内容

- ①氏名・住所・健康状態・病歴・家族状況等事業所が居宅サービスを行うために最小限必要な

利用者や家族に関する情報

②認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見

③その他の情報

※「個人情報」とは、本人個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され又は識別され得るもの。

8. 緊急時および事故発生時の対応について

(1) 介護支援専門員が、サービス提供中にご契約者の状態が急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に連絡します。

(2) 自然災害の発生もしくは予想される場合は、当事業所の判断で訪問、相談等のサービス提供時間の短縮あるいは事業所の営業を一時中止する場合があります。また、関係機関と連絡をとり被害を最小限にとどめるよう努力します。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第10条参照）

本事業所では、関係法令（および郡上市社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、5年間保管しています。

また、利用者の求めに応じてその情報を開示します（開示に際しての複写料などの諸費用は、利用者の負担となります）。

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

保険名 「社協の保険」

補償の概要 対人・対物賠償、人格権侵害補償：1億円他

11. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 当事業所に対する苦情受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

・苦情受付窓口担当者 和田 映子（社協郡上介護相談センター 管理者）

TEL 0575-88-4535

野邑 昌彦（郡上市社会福祉協議会 在宅福祉課長）

TEL 0575-88-9988

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結に当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 郡上市社会福祉協議会
社協郡上介護相談センター 介護支援専門員

氏 名 _____ 印

私は、居宅介護支援契約の締結に当たり、本書面に基づく事業者から重要事項の説明を受けました。また、個人情報の利用についても同意します。

利 用 者 住 所 岐阜県郡上市大和町島 3 1 6 1 番地

氏 名 _____ 印

立会人 (続柄: _____)

住 所

氏 名 _____ 印

個人情報における家族の同意

住 所

氏 名 _____ 印